

岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は「岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、岐阜県内の中部山岳国立公園及び周辺地域の活性化のため、「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づく取り組みを、地域一体となって推進するとともに、連携の拠点として、事業実施による経験の蓄積や人材育成を支援し、持続可能な地域づくりの実現につなげることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 本地域の豊かな地域資源を体感し学習できる環境教育の推進に関する事
- (2) 本地域の自然環境、歴史、伝統文化を生かした体験プログラムの創出に関する事
- (3) 本地域の持続的な自然の保護、地域振興及び人材育成に関する事
- (4) 本地域の情報発信に関する事
- (5) その他目的の達成に必要と認められる事

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げるものにより構成する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、高山市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、岐阜県環境生活部長をもって充てる。
 - 4 監事は、会長が指名する。
 - 5 監事の任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の決算について監査する。ただし、必要があると認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(顧問)

第7条 専門家の見地から指導・助言を得るため、別表2に掲げるものを特別顧問又は顧問として置く。

(会議)

第8条 協議会の総会は会長が召集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

2 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 協議会の規約に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 協議会の解散に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する会員による書面表決をもって、総会の議決に変えることができる。

7 会長は、必要と認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会をおき、別表3に掲げる者をもって充てる。

2 幹事会は、第3条に掲げる事業について具体的に検討・活動し意見を総会に具申する。

3 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長1名
- (2) 副幹事長1名

4 幹事長は、岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室長をもって充て、副幹事長に高山市環境政策部長を充てる。

5 幹事長は幹事会を代表し、会務を統括する。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 幹事会は幹事長が必要に応じて召集し、幹事長又は幹事長が指名する者が議長を務める。

7 幹事会は、協議及び活動を行うための部会を設置することができる。

8 幹事会は、第9条第3項から第7項の規定に準ずる。

(専決処分)

第10条 会長は、会議の議決事項について、緊急を要するとき又は義務的経費を執行するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に必要な経費は、岐阜県及び高山市の負担金、その他収入をもって充てる。

2 岐阜県と高山市は、原則、各々二分の一に相当する額を負担するものとする。

(会計)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、事務局を高山市環境政策部環境政策推進課及び岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室に置き、事務局長に高山市環境政策部環境政策推進課長を充て、副事務局長に岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室中部山岳国立公園活性化推進係長を充てる。

2 高山市環境政策部環境政策推進課においては、協議会の庶務及び収入・支出等にかかる事務を行う。

3 岐阜県環境生活部環境企画課自然公園活用推進室においては、総会及び幹事会にかかる事務を行う。

(補足)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、協議会設立の日（平成 31 年 3 月 5 日）から施行する。

附則

1 この規約は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

附則

1 この規約は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附則

1 この規約は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

別表 1

協議会		
区分	団体名・職	備考
関係 団体	高山商工会議所会頭	
	(一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会会長	
	(一社) 奥飛騨温泉郷観光協会理事長	
	(一財) 飛騨高山大学連携センター理事長	
	飛騨乗鞍観光協会会長	
	乗鞍観光協議会会長	
	飛騨山脈ジオパーク推進協議会会長	
	濃飛乗合自動車(株)代表取締役社長	
	奥飛観光開発(株)代表取締役社長	
	乗鞍国際観光(株)代表取締役社長	
国	環境省中部山岳国立公園管理事務所長	
	林野庁飛騨森林管理署長	
高山市	高山市長	会長
岐阜県	観光国際局長	
	飛騨県事務所長	
	環境生活部長	副会長

別表 2

顧問		
区分	団体名	氏名
特別顧問	岐阜県立森林文化アカデミー学長	涌井 史郎
顧問	(一社) ONSEN・ガストロミーツリズム推進機構理事長	小川 正人
	(一財) 全国山の日協議会アンバサダー	小林 千穂
	(一社) 日本エコツーリズム協会理事・事務局長	田島 幸郎
	(公財) 日本交通公社理事・地域観光研究部長	寺崎 竜雄
	温泉と宿のライター・旅行作家	野添 ちかこ

別表 3

幹事会		
	団体名・職	備考
関係 団体	高山商工会議所参事	
	(一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会事務局長	
	(一社) 奥飛騨温泉郷観光協会常務理事	
	(一財) 飛騨高山大学連携センターセンター長	
	飛騨乗鞍観光協会副会長	
	乗鞍観光協議会理事	
	飛騨山脈ジオパーク推進協議会事務局長	
	濃飛乗合自動車(株)管理本部長	
	奥飛観光開発(株)新穂高事業本部長	
	乗鞍国際観光(株)専務取締役	
国	環境省中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所 国立公園管理官	
	林野庁飛騨森林管理署森林技術指導官	
高山市	高山市環境政策部長	副幹事長
	高山市飛騨高山プロモーション戦略部長	
	高山市丹生川支所長	
	高山市上宝支所長	
岐阜県	環境生活部環境企画課自然公園活用推進室長	幹事長
	商工労働部観光国際局観光企画課長	
	飛騨県事務所振興防災課長	
	飛騨県事務所環境課長	